

## 生産性向上設備投資促進税制 Q & A

一般社団法人日本配電制御システム工業会

平成 28 年 7 月 8 日現在

弊会では、標記税制の証明書発行団体として 先端設備（A 類型）のうち電気業用設備「受変電設備」及び建物附属設備「受変電設備」について申請を受け付けています。

NO	質 問	回 答
1	申請者は設備メーカーだけですか？	原則として設備メーカーですが、要件を満たす条件について、正確な申請が出来れば、代理店や子会社でも申請が可能です。
2	「太陽光発電システム」等の発電設備は、本制度の対象になりますか？	<p>太陽光発電システムについては、税制優遇措置の受け方として以下の 3 点があります。最終的には需要家の選択により、税制優遇を受けることになります。</p> <p><b>【対応方法】</b></p> <p>①グリーン税制</p> <p>②投資促進税制 A 方式（弊会等工業会申請受付）</p> <p>③投資促進税制 B 方式（経済産業局申請受付）</p> <p>投資促進税制 A 方式（機械及び装置）では、太陽光発電設備の全体について、証明書を発行できませんので、個別の設備ごとに関連する工業会に申請する必要があります。</p> <p>受変電設備は、弊会で証明書を発行しています。</p> <p>また、(一社)日本電機工業会では、パネル及び PCS など個々の機器について証明書を発行しています。</p>
3	「年平均 1%以上向上」を判断する場合、一世代前のモデルとは何ですか？	当該設備を製造している設備メーカーの一代前モデルと比較して下さい。更新設備等の場合でも、新たに設置するメーカーの一代前モデルとの比較であり、設備ユーザーが現在使用しているモデルとの比較ではありません。
4	「受変電設備」の税制優遇措置はどのように受けられるか？	<p>①設置後に、固定資産に取得価格が計上できることが前提になります。</p> <p>②H28.3.31 以前と H28.4.1 以降で優遇措置が異なります。</p> <p>法施行日～H28.3.31 まで 即時償却、又は税額控除 5%</p> <p>H28.4.1～H29.3.31 まで 特別償却 50%、又は税額控除 4% となります。</p> <p>ただし、税額控除における税額控除は、当期法人税額の 20% が上限です。</p> <p>※証明書発行に当たり、工業会での確認要件は①最新モデルであること ②生産性向上が年 1%以上であることの 2 点であり、取得価格については、要件となっていません。</p>

5	トランスのリニューアルは、対象になりますか？	本制度の要件である①最新モデル ②生産性向上 ③最低取得金額の条件を満たせば対象になります。 なお、トランスのみの場合は、弊会のほか（一社）日本電機工業会でも証明書の発行を取り扱っています。
6	取得価格には、受変電設備据付、運送などに係る費用も含まれますか？	運送費、試験費用、据付費用など減価償却資産に計上されるものは、本制度の対象になります。
7	受変電設備の一部改修について申請の留意点を教えてください。	トランスの増設や一部交換の場合、スケルトンなどに本制度の対象となるトランス等の設備がわかるように表示してください。
8	受変電設備を納入後、後日付で申請してもいいですか？	納入後の申請、証明書発行でも可能ですが、出来るだけ早く申請してください。
9	本社機能を備えた部分と賃貸部分を併設した事務所ビルは、本制度の対象になりますか？	最終的には、税務署等に判断によりますが、事務所の賃貸は、該当しない可能性があります。 【参考：該当する法律の条文】 所得税法(H26.3.31改正)第42条12の5（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除） 「…これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合は除く。…）」
10	貸付設備（賃貸資産）は本制度の対象になりますか？	賃貸ビルや賃貸マンションの受変電設備が本制度の対象となるか否かについては、現時点で国税庁から明確な見解が出ていません。設置者が事前に税務署と確認して申請していただくか、税務申告時に本制度の対象外になる可能性があることをご承知おきください。
11	受変電設備の納入時に一部のトランスを据え付けず、現地でサブコン等が設置する場合、当該トランスの内容がわかりません。どのように申請したらよいですか？	当該設備が本制度の要件を満たしていることを正確に把握できる法人であれば、申請が可能です。 このため、電気工事業者等の申請も可能です。 また、盤メーカーが申請する場合、トランスの内容が把握できた時点で申請を行ってください。
12	受変電設備の納入時に一部のトランスがスペースの場合、当該トランスの内容がわかりません。どのように申請したらよいですか？	様式第2（仕様証明書）の納入数量へ実装台数とスペース台数を記載して申請してください。 証明書は実装台数に対しての証明として発行します。設備の固定資産については、最終的に税務署等に判断によります。
13	リース資産は本制度の対象になりますか？	設置業者が対象設備をリース資産として計上する場合（ファイナンスリースの場合） ①即時償却は不可 ②税額控除は可 となります。 オペレーションリースは対象外です。

14	建設会社の仮設用のキュービクルは、本制度の対象になりますか？	JSIA はあくまで建物附属設備及び電気業用設備についての証明書発行団体であり、発行できません。 総合工事業用設備の証明書発行団体が窓口になります。
15	銀行の支店などの受変電設備の設置は、本制度の対象になりますか？	銀行の支店などは。顧客との取引の場であり事業の用に供する場所と解釈できるため、本制度の対象になります。
16	証明書は、申請後どの程度の期間で発行してもらえますか？	申請書受理が、特に問題が無ければ一週間程度で発行しています。
17	経営力強化税制と同時に申請するが提出書類を兼用できますか？	証明書の提出先が異なるために、提出申請書は各々作成してください。 ・設備投資促進税制は税務局へ ・経営力強化税制は計画書と共に証明書を経済産業省へ なお要件確認内訳表、結線図スケルトン、変圧器資料等は兼用可能です。